

巨額長期不正公費研究の警察への告発。

<http://777true.net/Defendant-perjury-testimony.pdf>

告発人の正しい論文を隠ぺい(民事被害)して不毛不正巨額公費研究(累積額 8000 億円?)が現在進行中(刑事被害)、この犯罪に対して物理学非専門家の神奈川県警浦賀警察署住民係(2023/9/15)と京都府警広聴(係)(2023/9/19)も告発電子文書を一度受理してる。だが2年経過でも犯罪進行中、再度ここに再告発します<2025/1/11>。

I 犯罪経年図

30 年継続告発の長期学会不正無視継続
不毛不正巨額公費研究(累積額 8000 億円?)

1993 春発端論文→1993 秋米物理学会→→ 2018/3 → 2018/6 → 2023/9 →2025
京大久後教授 1 兆 2000 億円素粒子 SSC 建設中止 6 千万民事訴訟 久後汰一偽証 浦賀警察告発 偽証詐欺罪 神奈川県警 京都府警 告発受理

II 素人も察する素粒子完成状況証拠.

B:3個事実認否で決着、物理学が判る必要はないが、状況証拠は素人にも解説できます。

I,素粒子論は波動場の力学理論,力学は作用関数と言う概念一個から原理上,全決定。
ニュートン力学は力=質量x加速度の一個の運動式、天体運動からビル地震動。。
**作用関数はサイフ支出に同じ、人は最小支払いの原理で行動する<運動力学決定>

II,全物質共有(統一力)の重力場は一般ゲージ場<→作用関数>と言われる概念になる。
<1956 内山龍雄、1993 年春に鈴木修正で最終証明>,**1993 年秋に 1 兆 2000 億円米国素粒子実験施設<SSC>が建設半ばで中止。鈴木証明は純計算結果で、論文審査でも誤計算指摘はない、

III、一般ゲージ場素粒子論化=量子化法は既に完成してる<1967,L.E.Faddeev & V.N.Popov>
**これにより統一素粒子論=量子重力作用関数が完成<1993~1995>。

I IIIは学会公認事実、理論の試運転の結果、宇宙創始力学と物質進化、素粒子質量公式<SSCの目的>、巨視的万有引力、の現実整合結果が得られてる。

証拠文書 4<無添付>: 学生と専門家研究者向けの量子重力力学即席案内。

<http://777true.net/img008-Quick-Guide-to-Quantum-Gravitational-Dynamics.pdf>

Ⅲ；添付の証拠文書.

①被告久後汰一の答弁書偽証-証言<詐欺罪になる本件突破口>

②2023/8,9 神奈川県-京都警察受理の電子告発文書

<http://www.777true.net/Yokosuka-Kyotol-Police-Tuhchi.pdf>

③控訴申し立て理由 C:物理学者 6 名証人喚問要請。

裁判官は物理学専門詳細には無縁で、証拠論文提示しても見ても判断しかねるだろう。

簡明迅速確実な専門家複数証言の一致が最善になります。

④最高裁の嘘デタラメ判決？ 通知文？？<2024/9/5>:

経過事情: 本件告発人鈴木基司は地代滞納で立退きと賠償民事告発を受けた<2023/6>然るに
犯罪被害-警察司法保護皆無&所得皆無で立ち退き不当判決を訴えた。一審二審敗訴で最高裁
上告、以下は米隷属日本警察-司法行政は無論、日本国民必見の内容！！

上告理由書<2024/9/16>: 原告答弁書無提出(尾崎書記官証言)で実態鈴木勝訴..

<http://www.777true.net/Jyokoku-Riyuusho-EX-20240503.pdf>

1976 米 Hewlett Packard 無法不祥事等で退社後、数多犯罪被害全部で逮捕有罪皆無の無法異常！。治安司法異常は違法日米合同委員密会での米干渉を具体証拠詰めで推理結論！！

最高裁はこの日本最高秘密深部の法廷暴露を.....

」①被告久後汰一の答弁書偽証証言。2025/2/26

答弁書の赤線部分は全面虚偽証言、民事裁判偽証で利得を得てるから詐欺罪成立します。

事件番号 平成30年(ワ)第2号	30.3.-2
原告 鈴木基司	午後 時 分
被告 久後太一	(第)
	平成30年2月26日
答 弁 書	
津地方裁判所熊野支部 御中	DE
〒239-0813, 神奈川県横須賀市鴨居1-2-5	住 所 〒603-8555 京都市北区上賀茂本山
鈴木基司, B波電力工房, 046-894-8118	京都産業大学理学部 万有館一階
vk9ec5@bma.biglobe.ne.jp	理学部事務室(送達場所、就業場所)
http://www.777true.net/	被告 久後太一

2 請求の原因第2項は、不正確・不適切な事実認識と、それから敷衍した間違った推測に基づく不当な主張が展開されており、全て否認します。個々の字句についての詳細な意見は、次の 第3 被告の主張 の項で述べます。

iii) 最後に、この訴状の最も核心をなす、「論理正当な理論物理学論文公刊を拒否、不法行為になる。」との主張ですが、これにも全く根拠がありません。

原告の論文甲3号証が編集委員会で不掲載決定がなされた、ということは、その内容が学術的に間違っている、あるいは掲載に値する程の意味ある内容を含まない、と判定されたということです。これが学術的に正しい判定であることは、現在でも、専門の研究者のどなたに査読を依頼しても直ちにわかることであり、係争点にすらなり得ません。

最後にもう一点付け加えます。原告の鈴木基司氏が「プロGRESS」に投稿してきたのは1993年のこの論文だけでなく、その後も何回かありましたが、一度も掲載決定になったことはありません。初期の頃に、原告の理論の問題点などについて議論をしたいと、京都大学理学部物理学教室の当時の私の研究室に「プロGRESS」の編集委員の一人としての私を訪ねてきました。その時は、物理学の議論は拒むものではないので真面目に対応し順々に説明しましたが、いくら論理立てて説明しても全く理解しようとせず、自分の主張をくり返すだけでした。私は、それ以降、原告と物理学の議論は出来ないとわかりましたので、面会を基本断ってきましたが、物

* 最後赤線証言は嘘、面談当時は否定見解はなく、むしろ相互補完建設的議論が多かった、一つが巨視的重力が再現するかの質問等<後に再現証明到達>、

②証拠文書 1<警察受理の電子告発文書>

<http://www.777true.net/Yokosuka-Kyotol-Police-Tuhchi.pdf>

2023/8/19:京都府警察広聴素粒子不正の受理。

2023/9/5:神奈川県警察素粒子不正の受理。

神奈川県 横須賀南警察署 住民相談係 2023/9/15:13:50 通報受理。

所在地: 〒239-0831 神奈川県横須賀市久里浜1丁目18-1

電話: 046-835-0110

神奈川県横須賀警察署 電話: 046-822-0110 2023/9/5

〒238-0005 横須賀市新港町1番地10

京都府警察本部 電話 075-451-9111

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都下賀茂警察署: 075-703-0110

連絡先: 〒239-0813 神奈川県横須賀市鴨居1-2-5

鈴木基司 <B波電力工房> 046-894-8118

yk9ec5@bma.biglobe.ne.jp

<http://www.777true.net/>

③控訴申し立理由

第1：控訴人は本質犯罪被害者であり、告訴人もその連鎖被害者、更に犯罪放置による高額納税者も連鎖被害者になる点を判決は完全に無視してる。被害一件が収入不正遮断による本件地代滞納である。裁判による犯罪事実認定は被害賠償獲得等を通じて地代滞納弁済、更に不正巨額公金使用の弁済も可能になる。

(1)論文不正審査6000万民事訴訟の偽証(+誤審)による敗訴の刑事被害。

(偽証による賠償金損失とその他)。

(a)民事個人被害を超えて大規模な刑事社会被害化の状況証拠。

控訴人の正しい論文を隠ぺい(民事被害)して不毛不正の巨額公費研究(累積額8000億円?)が現在進行中(刑事被害)、この犯罪に対して物理学非専門家の神奈川県警浦賀警察署住民係(2023/9/15)と京都府警広聴(係)(2023/9/19)も告発電子文書を受理してる。

証拠文書1<警察受理の電子告発文書>

<http://www.777true.net/Yokosuka-Kyotol-Police-Tuhchi.pdf>

(b)控訴人論文正当性全面否定の物理学者虚偽証言の証拠。

上記民事裁判津地裁熊野支部判決では時効などと述べてるが犯罪被害は今、進行中であり、被告学者が科学真実を述べさえすれば犯罪被害停止と控訴人への賠償の全てが決済した。

証拠文書2<上記民事裁判での被告九後答弁書で控訴人論文正当性全面否定の虚偽証言>

素粒子論文不正審査損害賠償の被告答弁書(偽証証拠)と訴状(1998年津地裁民事)。

http://www.777true.net/the-convergence-to-genuine_J111--Trial-on-The-Theisis-Yes-or-No.pdf

被告久後教授は答弁書でも**“間違った事実認識”**と明確に虚偽証言してます。

(c)論文不正審査6000万民事訴訟概要

証拠文書3(訴状)津裁判所熊野支部 裁判官 神谷善英

平成30年(ワ)第2号 論文不正審査被害事件。

http://777true.net/the-convergence-to-genuine_J111--Trial-on-The-Theisis-Yes-or-No.pdf

付録3：訴状：被告鈴木 of 答弁書添付の証1-1

(1)(d)控訴人論文正当性の証拠。

A:本件(1)訴訟の本質、科学真実なる論文の不正公刊拒否にともなう損害。

重力場が一般ゲージ場になる純計算証明<論文審査でも誤計算指摘なし>。

*一般ゲージ場なるとその量子化と言う算法で素粒子論基礎完成(1993春)、実際に同年秋に米国1兆2000億円素粒子実験施設が建設半ばで中止、以後再建の動き一切なし。以後国内では正しい論文を隠ぺいして不毛不正の巨額公費研究(累積額8000億円?)が現在進行中、この犯罪に対して神奈川県警(9/15)と京都府警(9/19)は告発電子文書を受理してる(a)。

B:3個事実認否で決着、物理学が判る必要はないが、**状況証拠は素人にも解説できます**。

I、素粒子論は波動場の力学理論、力学は作用関数と言う概念一個から原理上、全決定。

ニュートン力学は力＝質量×加速度の一個の運動式、天体運動からビル地震動。。、

※作用関数はサイフ支出に同じ、人は**最小支払いの原理**で行動する<運動力学決定>

II、全物質共有(統一力)の重力場は一般ゲージ場と言われる概念になる。

<1956 内山龍雄、1993 年春に鈴木修正で最終証明>、※1993 年秋に 1 兆 2000 億円米国素粒子実験施設<SSC>が建設半ばで中止。鈴木証明は純計算結果で、論文審査でも誤計算指摘はない、

III、一般ゲージ場素粒子論化＝量子化法は既に完成してる<1967,L.E.Faddeev & V.N.Popov>

※これにより統一素粒子論＝量子重力作用関数が完成<1993～1995>。

I IIIは学会公認事実、理論の試運転の結果、宇宙創始力学と物質進化、素粒子質量公式<SSCの目的>、巨視的万有引力、の現実整合結果が得られてる。

証拠文書 4<無添付>：学生と専門家研究者向けの量子重力力学即席案内。

<http://777true.net/img008-Quick-Guide-to-Quantum-Gravitational-Dynamics.pdf>

c:3個の科学事実真偽(I , II , III)と物理学者証人喚問要請。

裁判官は物理学専門詳細には無縁で、証拠論文提示しても見ても判断しかねるだろう。

簡明迅速確実は専門家複数証言の一致が最善になります。

過去にも本人居場所を関係大学研究幾何に訪ねてるが被告人には現在不詳、

裁判所の力で何とか探してください。被告人は年金月額3万円で難しい。

あ：元京都大学物理学科<素粒子論>河合光教授。

過去に電話会談、宇宙創始力学発端の初期負エネルギー発生の反エルミット場に言及、

* (被告人補足)借金=-E で創業開始、次第に物資生産収入=+E を上げ”借金相殺”の $0=+E-E$ の無からのエネルギー保存法則で宇宙創始です。実経済でも借金総額＝債権総額の金融0サム定理が成立<経済教科書に記載がない>。初期負エネルギーを担う反エルミット場は非可観測量、不確定性原理極短時間内のみでの存在、後に物質創成に付随発生の重力引力が負エネルギーを担う。これは筆者が導入、現在の宇宙も $0=+E-E$ 。

い：元都立大学物理学科<量子重力→物理数学>斎藤暁教授

被告の理論開発 1993 後に素粒子論を廃業、本人の語る所では物理数学へ転業、

筆者理論は非常に難しいとお笑い逆言で称賛いただきました。

う：元京都大学数理科学研究所<元素粒子論→統計力学>小嶋泉教授。

6000万円民事裁判元被告人の九後汰一教授の元共同研究者、被告の理論開発 1993 後に素粒子論を廃業、統計力学<化学-薬学部必須科目>分野に転向、医学部出身の異色人、

* (被告人補足)被告人初期業務は素粒子論とは真逆の分子多数集合の巨視的物質研究の統計力学<量子確率過程力学～巨視的物質の時間変換理論の創業>、彼はこれも知ってる。

元東大物理学科鈴木増雄教授<統計力学>も同様、学会講演写真も撮って頂きました。
元東京理科大学物理学科北原和夫教授<統計力学>も同様、だが彼は量子確率過程力学論文審査不正に関与。今日まで学会公刊がない(本件同様に損害賠償訴訟が必要)。

統計力学専門家は同時に素粒子論と共通基礎の場の量子論も利用、それで本件核心の
(Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)判定ができます、

他方で素粒子論実験分野でノーベル賞受賞者の東京大学小柴昌俊教授(2002 ニュートリノ観測)東京大学梶田隆章教授(2015 ニュートリノ振動)の両名と面談、ともに理論は判らないで支援を拒絶されてます。従来ニュートリノ素粒子質量は0とされてたが被告人素粒子質量公式(1995)で0は許容されない。1995 年以後の日本人素粒子ノーベル賞受賞者は5名にもなる。

え:元京都大学物理学科<重力論→宇宙核物理>**佐藤文隆教授**
過去京都大学訪問時に九後汰一教授のお勧めで会談経験あり、

一般に長年経験の専門分野を廃業、他分野転向には強い原因動機があります。

なほ本件証人証言事実は素粒子論 1993-5 年完成以後の巨額公金使用不正研究の刑事訴訟になります,典型例が JPARK 素粒子実験施設建設費1500億円、年間運転経費200億円です。岸田政権文部省永岡大臣にもこの不正は訴訟中です。

お:上記4証人リスト情報は物理学会員名簿にあり、同学会が把握だが開示拒絶(7/26),
素粒子論不正は長らく政府前文部大臣、現永岡文部大臣にも通報、学会開示拒絶では同大臣に開示命令を出すよう要請してます(7/21,26).それ以前に大臣自ら京都大学基礎物理研究所教授に**3個の科学事実真偽概要(Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)のイエス、ノーの3個質問**をするように要請だがその回答がない、場合においては**永岡文部大臣の証人喚問**を要請します。

か:**米国物理学会誌編集部**に**証人出廷**(代理法廷書面回答)を要請してます。

Dear APS office Staffs. 2023/08/03.

Subject:I request APS physicists to testify in court regarding the **Yes or No of the 3 questions** related to the completion of elementary particle theory.

APS の所在地本社

1 Physics Ellipse、College Park, MD 20740-3844
(301) 209-3200、(301) 209-0865 FAX

編集部

100 Motor Pkwy、Suite 110、Hauppauge, NY 11788
(301) 209-3200

ワシントン DC オフィス

National Press Building、529 14th St NW、Suite 1150、Washington, DC 20045-2001
(202) 662-8700、(202) 662-8711 FAX

参考事実:原告の過去の APS 投稿論文<掲載拒絶の根拠理由が全くない>

the APS contribution<DJ6420 DIS-1 DN, received 19, September.1997>

QUAUTUM GRAVITATIONAL DYNAMICS AS THE UNIFIED FIELD THEORY IN LNEAR COORDINATES,*but not published by following message by the editor.

Dear Dr Suzuki, we regret to inform you that your manuscript is not considered suitable for publication in the Physical Review, We are therefore returning your manuscript.

Yours sincerely, D.Nordstrom Editor Physical Review D.

④最高裁の嘘デタラメ判決？通知文？？<2024/9/5>:

経過事情: 本件告発人鈴木基司は地代滞納で立退きと賠償民事告発を受けた<2023/6>然るに
犯罪被害-法保護皆無&所得皆無で立ち退き不当判決を訴えた。一審二審敗訴で最高裁上告、
以下は米隷属日本警察-司法行政は無論、日本国民必見の内容！！

上告理由書<2024/9/16>: 原告答弁書無提出(尾崎書記官証言)で実態鈴木勝訴..

<http://www.777true.net/Jyoukoku-Riyuusho-EX-20240503.pdf>

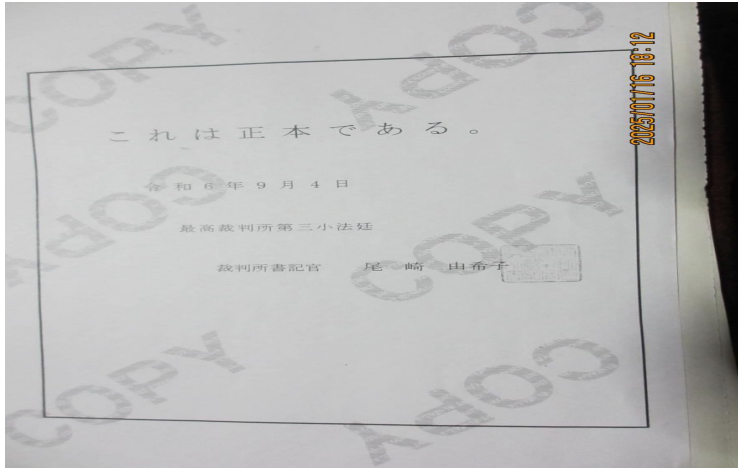
1976 米 Hewlett Packard 無法不祥事等で退社後、数多犯罪被害全部で逮捕有罪皆無の無法異常！。治安司法異常は違法日米合同委員密会で米干渉を具体証拠詰めで推理結論！！

最高裁はこの日本最高秘密深部の法廷暴露を.....

調 書 (決定)	
事件の表示	令和6年(才)第890号
決定日	令和6年9月4日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	宇 賀 克 也 林 道 晴 渡 辺 惠 子 石 兼 公 博
当事者等	上 告 人 鈴木基司 被 上 告 人 高橋株式会社 同代表者代表取締役 高橋隆一 同訴訟代理人弁護士 佐藤 藤 進
原判決の表示	東京高等裁判所令和5年(ネ)第4942号(令和6年2月13日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。 第2 理由 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 令和6年9月4日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 尾 崎 由 希 子	

裁判長印 (印)

2025/01/16 18:11



2024年9月19日

最高裁判所第三小法廷
裁判所書記官 尾崎由希子殿。

事件表示: 令和6年(オ)第890号

件名: 上告棄却判決理由が明白に誤り。

以下提示如く、明白に間違った判決通知書?を返送いたします。

(1)民事訴訟法第312条の一項によれば裁判引用に必要な文書不保持との事だが上告人の上告書に対する被告人は答弁書提出にあらず、最高裁書記官も上告人に送付なしを認めてます、答弁書なければ裁判不成立で敗訴は被告側人です。被害者敗訴の矛盾解消は別記後述します。

(2)判決書は裁判長名での印鑑が無ければならないです。空印になってる

(3)事件表示が一致しない。

当初の事件表示=令和6年(ネオ)第161号、今回通知=令和6年(オ)第890号、

(4)憲法違反は大法廷 15 名判事全員の仕事になります<上告理由書p1引用>。

上告理由本編:

I::在日米機関<米軍 CIA>は**日米合同委員会(制度)**により国連法違反非合法的な内政干渉 <司法警察行政-医療とビジネス全般>をする実態事実証拠資料の提示。

第1 憲法第98条2項違反(国際法規違反)

日本国憲法 第十章 最高法規

1 日本国憲法第98条第2項は、「**日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする**」ことを定めている。

米国利益奉仕の日米合同委員会の国内行政等への広域干渉は国連法違反・その結果、米企業退社以後の上告人生活も無法状態<第2,第3>に置かれてる。

第2 憲法七十六条③項(非独立良心の裁判、法律逸脱)違反

日本国憲法 第六章 司法

第七十六条 ③**すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。**.....原審は、甚大権力犯罪隠ぺいネジレ裁判です。

刑事訴訟法第二百三十九条

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない。.....原審は、甚大権力犯罪隠ぺいの**法逸脱**裁判判決です。

〒239-0813 神奈川県横須賀市鴨居1-2-5.

鈴木基司。